

令和4年度 第2回坂東市地域公共交通会議 議事録

1. 日時

令和4年10月5日（水） 午後2時00分～午後3時30分

2. 場所

坂東市役所 3階大会議室

3. 会議内容

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議事

審議第1号 コミュニティバスの再編について

審議第2号 直行坂東号の中間評価と令和5年度の運行について

審議第3号 デマンドタクシー市外便の中間評価と令和5年度の運行について

(4) その他

(5) 閉会

4. 出席者

委員出席者：18名（うち代理出席3名） 委員欠席者：4名 ※別紙名簿のとおり

委員随行者：1名（茨城県政策企画部交通政策課）

事務局：坂東市企画課4名

傍聴者：0名

5. 議事要旨

(1) 審議第1号 コミュニティバスの再編について

- ・事務局から、コミュニティバスの再編について説明した。
- ・コミュニティバスの再編にあたっては、市内の公共交通ネットワーク全体の最適化を図るため、民間の路線バスも含めた見直しを検討することで承認された。

(2) 審議第2号 直行坂東号の中間評価と令和5年度の運行について

- ・事務局から、直行坂東号の中間評価と令和5年度の運行について説明した。
- ・直行坂東号については、令和5年度も現在の運行を継続することで承認された。

(3) 審議第3号 デマンドタクシー市外便の中間評価と令和5年度の運行について

- ・事務局から、デマンドタクシー市外便の中間評価と令和5年度の運行について説明した。
- ・デマンドタクシー市外便については、運行内容を見直したうえで、令和5年度も実証運行を継続することで承認された。

(4) その他

- ・現在、市では「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金」を活用した市内路線バスの期間限定の運賃無料化について検討している。実施する運びになった際は、当会議の承認も必要となるため、書面での協議をお願いする可能性もある。
- ・次回の会議は12月頃の開催を予定している。

6. 協議内容

(1) 審議第1号 コミュニティバスの再編について

事務局	(資料1により内容を説明)
会長	・内容について質疑・意見等があればお願いしたい。
委員代理	・資料1 ページ目にある「※コミュニティバスの再編における検討事項」の中に「5) 国庫補助路線として適応」とあるが、現在は、関東鉄道と茨城急行自動車の路線が地域幹線系統の補助を受けているが、今回はコミュニティバスとして何かしらの補助を受けたいということか。
事務局	・コミュニティバスについても地域内フィーダー系の補助を受けられないか検討していたが、関東運輸局に確認したところ、市内全域を対象にデマンドタクシーを運行している場合、その運行時間内は補助要件である新規性が認められず、補助対象にならないとの回答をいただいた(新規性があると認められるには、既存のルートと再編後のルートが一定の距離又は割合重複していないことが必要)。そのため、「5) 国庫補助路線として適応」については、現状難しいと考えている。
委員代理	・資料2 ページ目にある、民間の路線バスも含めた再編における懸念事項についてであるが、再編の内容によっては、関東鉄道や茨城急行自動車の路線が地域幹線系統の補助要件を満たせず対象から外れてしまう可能性もある。補助を継続されるのであれば、要件を満たすように再編を検討していただければと思う。
事務局	・ご指摘の点については、懸念しており、補助対象から外れないように再編を検討していきたい。
委員代理	・工業団地へのアンケート調査は、いつ頃実施したものなのか。
事務局	・両工業団地とも、今年の7月に実施している。
会長	・その他に意見等が無いようなので、審議第1号について当会議として案のとおり承認することによろしいか。
	(異議なし)
	・それでは、承認とする。

会 長	・事務局においては、民間バス事業者や関係機関と緊密な連携を図りながら、市内バス路線網の再構築に向けて具体的な検討を進めていくようお願いしたい。関係する民間事業者におかれては、今回の再編に関して色々相談させていただくことになると思うが、ご協力をお願いしたい。
-----	--

(2) 審議第2号 直行坂東号の中間評価と令和5年度の運行について

事務局	(資料2により内容を説明)
会 長	・内容について質疑・意見等があればお願いしたい。
委 員	・前回の会議で、ヨークタウンがある原口のバス停を交通結節点として検討しているという話があったかと思うが、岩井バスターミナルを交通結節点とすることも考えられる。現在、茨城急行自動車のバスは、そこを經由していないが、せっかくバスターミナルがあるので、そこを拠点にしてはいかがか。街外れで近くに店舗等も無く、時間が潰せない等の問題はあるが、何とか岩井バスターミナルを中心にダイヤを組む等していけば、更に良くなるのではないかと思う。
事務局	・原口のバス停は利用者も多く、付近に店舗も多くあるため、交通結節点の環境としては理想的であるが、バス運転手の休憩所を確保できないという懸念もある。岩井バスターミナルには休憩所があるため、現状はそこが拠点（茨城急行自動車以外のバスの発着所または経由地）となっている。しかし、茨城急行自動車のバスは、その先に岩井車庫（休憩所）があるため、すべてのバスが結節できていない。交通結節点については、利用者の利便性ととも、運転手の休憩所の観点も踏まえ考えていく必要がある。そういった意味では、岩井バスターミナルについても、候補の一つとして考えられる。ご意見を踏まえて、今後検討していきたい。
委 員	・以前にも話したかと思うが、坂東市から水海道へ行くために、野田市まで行き、そこから東武野田線・つくばエクスプレス・関東鉄道常総線を乗り継いで、約1時間半から2時間かけて行く方もいる。やはり、コミュニティバスだけではなく、民間路線バスやデマンドタクシーを上手く組み合わせた交通体系を整える必要がある。単純に色々と統計とったところで、そう上手くはいかないので、実際はどうなのかということをさらに研究して、より良い地域交通を作っていただければと思う。
事務局	・そういった観点を踏まえ、今回、民間路線バスを含めた検討を提案させていただいた。これを共創の第一歩として、市役所と事業者または事業者同士がさらに協力しあえるような体制を作っていければと思う。民間事業者におかれましては、今後ご協力いただきたい。
委 員	・資料2ページの「4 今後について」に「③運行体系の見直しの検討」とあるが、この運行体系というのは、運行管理や組織という意味合いでは

事務局 委員代理	なく、系統や路線のことでよろしいか。 ・系統や路線のことを意味している。 ・今年度の上半期の利用者数が、コロナ前の令和元年度と比べても増えているとのことであるが、市の見込みのとおり利用者の主が学生だとするならば、目的である転出抑制や定住促進に繋がっているとも取れる。
事務局 委員代理	「4 今後について」に「②利用促進策の検討・実施」とあるが、利用者の主が高校生なのか大学生なのかが分かれば、もっとターゲットを絞ったPRを行うことも考えられる。PRの部分についても何か工夫があると、もっと効果があるのではないと思う。
事務局	・実際の利用者については確認できていないが、学生が想定される。ご意見いただいたように、ターゲットを絞ったPRについても検討していきたい。
委員代理	・学校と言っても市外の学校に行っている方もいるので、市内の高校に対しては難しいかもしれないが、中学校であればチラシを撒く等を行う等できると思うので、検討いただければと思う。
委員	・直行坂東号がうまくいっていないことについて心配していたが、ここ最近では利用者が増えているし、行きの便(6:45 市内発)も帰りの便(19:00、20:45 守谷駅発)もすごく使い勝手が良いと改めて感じている。何かの時に利用したいと思う。高齢化が進む中、元気で行動的な女性も多いが、段々と車の運転免許を返納する方は増えている。そういったことも踏まえ、さらに利用者が増えるように女性団体でも宣伝していきたいと、この資料を見てつくづく感じた次第である。
事務局	・守谷駅から帰る際、この直行坂東号が無くなってしまうと最終便が18時台となってしまう、利便性が低下するだけではなく、急行坂東号の方も利用者が減ってしまうことも考えられる。市では、今後も直行坂東号を維持していきたいと考えているので、各団体でも宣伝をしていただけるとありがたい。
会長	・その他に意見等が無いようなので、審議第2号について当会議として案のとおり承認することによろしいか。 (異議なし)
会長	・それでは、承認とする。 ・直行坂東号については、利用者数が上向き傾向にあるので、今後も更なる利用促進を図るとともに、より良い運行内容についても民間連携して検討していただければと思う。

(3) 審議第3号 デマンドタクシー市外便の中間評価と令和5年度の運行について

事務局	(資料3により内容を説明)
会長	・内容について質疑・意見等があればお願いしたい。
委員	・前回の会議でも意見が出たが、市内から利用する人も多い守谷第一病院への運行について、市はどのようにお考えか。
事務局	・市外便については、車両2台で運行しているが、守谷第一病院も追加するとなると車両をもう1台追加する必要がある。財政状況も厳しい中、その対応は難しい。車両を増やさずに、運行先の病院を追加できないかということで、前回、水海道西部病院の追加検討について提案させていただいた。守谷第一病院に通院されている方も多く、運行先としての要望も多いことは認識しているので、何か方法があれば今後検討していきたい。
委員	・現状では、急行坂東号により守谷第一病院の近くまで行くこともできるが、最寄りのバス停である「市民交流プラザ前」から病院まで少し距離があるため、そこから歩かなければならない。病院に行く方は、病気があって行く訳なので、その点を考慮いただくような政策をとっていただくと、急行坂東号を利用した通院も可能になるかもしれない。今後の検討課題に入れていただくとありがたい。
事務局	・急行坂東号を利用して守谷第一病院に行く場合、最寄りのバス停（市民交流プラザ前）で降りても、そこから病院まで600m程の距離があるため、ご指摘のとおり、高齢者や疾患がある方にとって、この距離を歩くのはご負担が大きいと思われる。現状、なるべく歩かずに行く方法としては、急行坂東号で守谷駅まで行き、そこから病院が運行する送迎バスに乘換えて病院に行く方法がある。また、守谷市内には、市が交付する公共交通利用券が利用できる介護タクシー（車いす対応可）等もあるので、最寄りのバス停から民間タクシーに乗っていただく方法も考えられる。それでも、人によってはバス停が近くにない方や乗り継ぎで行くことが大変な方もいると思うので、そういった方々の対応も含め、より通院しやすくなるような方策も検討していきたいと思う。
委員	・利用促進策として、イベント等でのブース設置とあるが、具体的にどのようなことを行うのか。
事務局	・その場で利用登録ができる出張登録受付を考えている。
委員	・市役所に利用登録行くことが難しい人もいたので、そのような出張登録受付については是非実施していただきたい。できれば、そこで路線バスについてもPRしてほしい。
事務局	・特に高齢者の方がいらっしゃるイベント等については、参加するようにしていきたい。その際には、路線バスについても時刻表を配る等してPRしていきたい。
委員	・「1便あたり～」という指標が適当なのか気になっている。タクシーとい

	う名前が付いている以上、基本的に乗り合いになるのは難しい。個人個人で行けば速達性もあるし、利用者にとっては直接目的地に行きたいということが一番先にある。他の自治体でも1便当たりの平均利用者数は2人に達していない。例えば、指標を1日あたりの利用者にする等、別の指標を立てていただき、その指標を基準に今後の方針を決めていった方が解りやすいのではないかと思う。この会議には、学識経験者として鈴木先生もいて、そういった知見もお持ちだと思うので、相談しながら新しい指標を検討していった方がいいか。
事 務 局	・新たな指標については、どういったものが適当なのか、設定が難しい。鈴木先生等にも相談させていただきながら検討していきたい。
委 員	・コミュニティバスにしても、デマンドタクシーにしても、交通弱者のために事業をやる、というのがスタートだった。情報を発信する方は、すべて解っているように話をするが、交通弱者の方は、その使い方が解らない人が多い。若い人については、公共交通に対して興味が無い。また、無いよりあった方が良いということで、皆さん様々な要望はするが、実際は利用しない。市町村の活性化のためには鉄道が必要と言うが、果たしてどれくらいの人を利用するのだろうか。 事務局もご苦労が多いかと思うが、交通弱者の方に対して今後どうしていくのかをよく練っていただきたい。最終的には、財政面の話になると思うが、政治的な決断をしていただいて、やることを絞るくらいのことが必要である。皆さんの要望に対応していくのではなく、市の主導で進めていった方が良いのではないかと思う。
事 務 局	・市では、独居老人の方や障がい者の方、運転免許を返納した方等の交通弱者に対して、市内の公共交通等に利用できる「公共交通利用券」を配布する事業を行っている。しかしながら、特に高齢者の方にとっては、公共交通の内容が理解しにくいというところもあるので、路線図や説明資料、路線自体等をもっと解りやすくしていきたいと考えている。また、公共交通に乗ること自体が目的になるような施策ができればと思っている。ご意見いただいた内容を踏まえ、交通弱者に向けた更なる取り組みを検討していきたい。
委 員	・七郷地区は、守谷第一病院に行く人が多いが、バス停まで歩くことが難しい人もいるため、デマンドタクシーで守谷第一病院まで行ければ良い。運行先の病院を追加することはできないか。 デマンドタクシーを運行されているナガツマ交通さん（長妻委員）に見解を伺いたい。
委 員	・確かに、市の南の方は、守谷方面に行く人が圧倒的に多いが、守谷市内にデマンドタクシーを運行するには、地元のタクシー会社の了解を得なければいけない等の色々な問題がある。市外便については、車両2台で運行しており、西南医療センター行きと、きぬ医師会病院行きで1台

	ずつ使用しているが、市内便と違い運行に時間が掛かる。市内と病院の往復で1時間以上掛かるため、時間内に利用者を送迎して回るのが大変な状況である。そういった状況の中、今の車両台数で守谷方面も行くということには無理がある。それを今後どうしていくかは、当会議も含め市の方で考えていただく問題かと思う。
委 員	・市外便の利用が少ない状況にあるが、課題の一つに運行時間の問題がある。例えば、午前中の便で病院に行った場合に、11時頃診察等が終わっても、次の帰りの便が午後1時45分発なので、それまで待たなければならない。これを改善するために、現在、市と事業者で打合せを行いながら、時間の割振りを検討しているところである。
委 員	・きぬ医師会病院に行った後に、守谷第一病院もまわるということとはできないのか。
事 務 局	・今の状況では無理である。 利用者が近場の人だけならいいが、一番遠い逆井地区の人が利用する場合もある。迎えに行くだけで時間が30分掛かり、その他にも予約がある場合はもう20分くらい掛けて迎えに行き、そこから病院に向かうことになる。車両台数を増やさない限り、守谷方面への運行は難しいと思う。
会 長	・守谷第一病院だけではなく、他の病院にも行ってほしいという希望は多数あるが、現在のこの利用状況の中で車両をもう1台を増やすことは難しい。この状況が続くようであれば、市外便に代わる他の方法も検討していく必要があると感じている。例えば、タクシー料金の助成のような方法であれば、行き先の病院が限定されることもない。
会 長	・その他に意見等が無いようなので、審議第3号について当会議として案のとおり承認することによろしいか。 (異議なし)
会 長	・それでは、承認とする。 事務局においては、引き続き、市外便の利用促進を図るとともに、運行時間の見直し等について具体的な案を作成するようお願いする。また運行を担っていただいているナガツマ交通様におかれましても、デマンドタクシーの改善に向けて、今後ともご協力をお願いしたい。

(4) その他

事 務 局	・この度、国が地方自治体に交付する「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金」の枠が拡充された関係もあり、関東運輸局からは、それを活用した公共交通への支援等を検討するよう通知があったところである。それを受け、市では、現在、路線バスの期間限定の運賃無料化につ
-------	--

いて検討している。実施する場合は、当会議の承認が必要になることに
加え、年度内に実施することになるので、取り急ぎ、皆様に書面での協
議をお願いする場合もある。予めご承知おきいただきたい。

- ・ 次回の会議は12月頃の開催を予定している。

以上

坂東市地域公共交通会議委員名簿（令和4年度第2回会議出欠）

委員任期：令和3年9月10日～令和5年9月9日

（順不同・敬称略）

No.	区分	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
1	1 号	関東鉄道株式会社	常務取締役	武藤 成一	
2		茨城急行自動車株式会社	総務部長	伊藤 友己	
3		株式会社昭和観光自動車	代表取締役社長	小林 昭仁	
4	2 号	中山観光自動車株式会社	代表取締役会長	中山 茂	
5	3 号	有限会社ナガツマ交通	代表取締役	長妻 凡夫	
6	4 号	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服部 透	
7	5 号	一般社団法人茨城県バス協会	専務理事	新 澤 昌 政志	欠席
8	6 号	坂東市商工会	会長	上坂 理一	
9		坂東市区長会連合会	会長	新 間 中 達雄	
10		坂東市シニアクラブ連合会	会長	青木 徳士	
11		ばんどう市女性団体協議会	会長	服部 恵子	
12		坂東市交通安全母の会	会長	森平 道子	欠席
13		坂東市社会福祉協議会	常任理事兼事務局長	鈴木 康夫	
14		坂東市連合民生委員児童委員協議会	理事	相野谷 洋子	欠席
15	7 号	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	仲野 俊二	代理：輸送担当 赤木 祐道
16	8 号	関東鉄道株式会社労働組合	執行委員	田中 正利	
17	9 号	茨城県境工事事務所道路管理課	課長	西村 正志	
18		茨城県境警察署交通課	課長	大滝 勝好	代理：警部補 森 正樹
19		筑波大学システム情報系	教授	鈴木 勉	欠席
20	10 号	茨城県政策企画部交通政策課	課長	寺田 明弘	代理：課長補佐 山浦 俊一 (随員：主事 吉岡 雄太)
21	会長	坂東市	副市長	山口 誠	
22	11 号	坂東市企画部	部長	青木 栄	

＜条例第3条に基づく区分＞

- 1 号 一般乗合旅客自動車運送事業者
- 2 号 一般貸切旅客自動車運送事業者
- 3 号 一般乗用旅客自動車運送事業者
- 4 号 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会の代表
- 5 号 一般社団法人茨城県バス協会の代表
- 6 号 市民又は利用者の代表
- 7 号 茨城運輸支局長又はその指名する者
- 8 号 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- 9 号 道路管理者、茨城県警察、学識経験を有する者
- 10 号 茨城県職員
- 11 号 市長が指名する市職員
- 12 号 その他市長が必要と認める者